

環境美化（ごみ）情報

令和5年12月

アパート管理会社 御中

川間台自治会長/ごみ減量推進員
矢野 博

区域内ごみステーションの実態について

前略 日頃は区域内の環境美化にご協力頂き、有難うございます。

さて、先月末から今月初めに至り、ごみステーションへ3回にわたり、ルール違反ごみが排出されました。（下記写真参照方）



中身は、缶類(ジュース、ビール等)、生ごみ(可燃不燃物混在)、ペットボトルでした。他のルール違反ごみも類似していました。

ごみステーション管理者と当番が、悪臭の漂う袋を開梱した所、個人情報that特定できる文書が見つかり、排出者は、いずれも、某アパートの居住者(外国人)ということが判明しました。

本人にヒヤリングした所、ごみ出しルールを知らない、指定袋は有していない等の回答だったので、ごみ出しルールを説明、指定袋の無償供与(無くなれば購入依頼)を行いました。

このようなルール違反ごみを排出する方は、入退去が多く、ルールを知らないアパート居住者の方が多い(定量的数値なし)と推測しています。

アパート管理会社におかれましては、入居者の方に、野田市が発行している「ごみの出し方/資源の出し方」を配布/説明されていると思いますが、今回の事例もあり、居住者を含め、再度、周知徹底をお願いします。

特に、外国人居住者に対しては、文字が読めない等の課題もあると思いますが、野田市では、数種類の言語で説明された冊子も作成していますので、その際は、市役所(清掃計画課)まで、お問合せ下さい。

ごみの扱いは、誰もが嫌がる問題ですが、生活する上で、避けては通れない課題です。

今後、区域の環境美化向上の為に、自治会として、アパート居住者のごみ排出を重点的にフォローする予定です。

つきましては、御社で管理されているアパート居住者に対し、ごみの出し方を周知徹底して頂くとともに、来年度(令和6年4月)から、ごみ排出時に使用する指定袋の氏名記載欄に、アパート名(氏名不要)を記入し、排出するようお願いします。

万一、アパート名が記載されたルール違反ごみ袋が排出された場合は、ご連絡させていただきますので、引取/処分をお願いすることになります。

また、同じアパートの居住者がルール違反を繰り返した場合、ごみステーションの利用停止も視野に入れていますので、ご理解をお願いします。

以上

PS: 来年3月のアパート居住世帯数更新時に、お伺いしますので、お手数ですが、それまでに、上記内容をアパート居住者の方に周知徹底方お願いします。